

第207回統計委員会議事録

1 日 時 令和6年7月22日（月） 10:30～11:07

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、内閣府経済社会総合研究所次長、
農林水産省大臣官房統計部長、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横田総務審議官（行政制度担当）

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官、
栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

（1）部会の審議状況について

（2）令和5年度統計法施行状況について

（3）「企業向けサービス価格指数・2020年基準改定の結果について」

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第207回統計委員会を開催したいと思います。

本日は、久我委員、二村委員が御欠席です。

また、本日は、総務省の横田総務審議官に御出席いただいておりますので、御挨拶いただければと思います。

それでは、横田総務審議官、よろしくお願いいたします。

○横田総務省総務審議官（行政制度担当） 7月5日付で総務審議官を拝命いたしました横田です。

この委員会には、かつて政策統括官として出席しておりました。当時は、ちょうど毎月勤労統計問題の後処理ということで、当時からの委員の先生方もいらっしゃいますが、この間、委員長をはじめ委員の皆様方に大変な御尽力をいただいたことに、改めてここで御礼を申し上げたいと思います。

私の前職は内閣官房の行革事務局長でしたが、ちょうどその頃、総理大臣がデジタル行財政改革を打ち出したということで、そちらの業務も兼務しておりました。私も統計行政に携わっていた身ですので、その際に感じたことなどを挨拶に代えて2点ばかりお話しさせていただければと思います。

1点目は政策立案と統計の関係についてです。公的統計を基に問題、課題を洗い出すことが政策立案の出発点になります。この改革においてもいろいろなデータを使ってブレインストーミングを行いながら作業を進めました。一方で、公的統計だけではなかなかデータがとれないなど事務方の苦勞もありました。

デジタル行財政改革につきましては、基本的な方針として、EBPMの考え方、すなわち、指標を設定して、かつ、その進み具合についてデータをもって検証していくことを基本にしておりました。この改革の問題意識は明確で、今後、生産年齢人口が急激に減少していく中で、公共部門、あるいは公共サービスに携わる人たちの人手不足が急激に進行することに対応するため、デジタルの力をもって生産性を上げられるよう改革を進めるというものです。

今後、改革を進めていくに当たって、現在の社会の姿、あるいは今後の社会がどうなっていくかについての解像度を上げていくことが非常に大事になってくると思います。そういう意味で、政策立案の現場においては、公的統計の役割は非常に重いということが1点目で申し上げたかったことです。

2点目は、生産年齢人口の減少がもたらす影響についてです。自治体でも人手不足の問題が既に現れてきておりますが、公的統計、調査の現場においても、自治体の統計関係職員や統計調査員の人手不足が今後進んでいくことになると思います。このような統計のインフラの脆弱化ということが不可避であろうと考えられますので、これにどう対応していくかについても大きな課題だと思ったところです。

感想めいた話になってしまいましたが、統計については、今後、いろいろな分野で難しい問題も出てくることもあろうかと考えております。この委員会におきましては、これまでも非常に精力的に御議論いただけてきたところですが、私どももしっかりとやってまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどお願いしたいと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございました。まさに毎勤問題のときにいろいろな指揮を執っていただいた横田様が今、総務審議官でいらして、御挨拶いただいた上にデジタル部会にも関係するDX改革に関しても非常に貴重な意見を頂戴しました。統計実査の抱える問題についても、統計委員会で議論を行う論点について頂戴したところです。本当にありがとうございました。

横田総務審議官は、ほかの公務がありますので、ここで御退席となります。本日はお忙しい中、委員会に御出席をいただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、総務省の事務局にも人事異動がございましたので、御挨拶いただければと思います。

まず、山田審議官、よろしくお願ひいたします。

○山田総務省大臣官房審議官 7月5日付で審議官に就任いたしました山田です。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、田村次長、よろしくお願ひいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 同じく、5日付で統計委員会担当室次長を拝命しました田村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樫委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議の時間を短くするために、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は、議事次第のとおり、部会報告、それから統計法施行状況報告などについて予定しているところです。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には、必ず資料名・ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、何とぞ御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初、部会の審議状況についてです。人口・社会統計部会での国勢調査の変更に関する審議状況について、部会長の津谷先生から御報告よろしくお願ひいたします。

○津谷委員 それでは、国勢調査の変更に関する人口・社会統計部会の審議状況について御報告いたします。

本件につきましては、先月の統計委員会で諮問された後、1回目の部会を7月9日に開催いたしました。それでは、資料1を御覧ください。

今回申請された変更内容は、資料1の項目欄(1)の計画の変更に列挙されておりますとおり、調査事項の変更から公表時期の変更まで多岐にわたっておりますが、1回目の部会では、これらについて順に審議するとともに、前回調査を審議した際の答申に示された「今後の課題」についても一部審議をいたしました。

なお、(2)の調査方法の変更につきましては、部会審議と並行して現在行われている第3次試験調査の結果を踏まえて、調査実施者である統計局の方針が決まるということですので、それを待って、第2回以降の部会において審議を行い、最終的には第4回部会において判断したいと考えております。

それでは、順に御説明いたします。まず、(1)調査事項の変更ですが、①として、これまで西暦の末尾が0の年に行う大規模調査のみの調査事項とされていた「現在の住居にお

ける居住期間」、そして「5年前の住居の所在地」を簡易調査年である5で終わる年にも把握をするという変更です。これにつきましては、調査事項の内容と利活用の必要性を踏まえたとき、10年おきでは間隔が空いてしまうこと、そして前回答申において5年おきの把握を検討することが課題とされており、今回その課題への対応を行うということから、適当と整理いたしました。

部会審議では、今回の変更賛同しつつ、将来的な課題として、大規模調査と簡易調査における調査事項の設定の基準と区分け、また、将来的な調査事項の追加についても委員の方々から御意見をいただきました。

次の項目である②は、紙媒体で調査票を提出する際に、従前は調査員記入項目とされていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者自身の回答事項に変更するというものです。これについては、調査員の事務負担軽減を図りつつ、調査の円滑化を図るという観点から、適当と判断をいたしました。

次に、(3) 調査実施期間等の変更についてです。この変更は、調査全体のスケジュールを1週間程度繰り下げつつ、その期間の中で、調査関係書類の配布期間や督促の開始時期について、前回の経験やその後の試験調査の結果を踏まえて改善を図るというものであり、適当と整理いたしました。

次に、(4) 公表時期の変更についてです。具体的には、前回調査の際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、一時的な対応として繰り下げていた公表時期を、基本的に、前回調査の当初計画段階の時期に戻すというものです。これについても、適当と整理いたしました。

なお、部会審議の中で、人口について速報が公表された4か月後には確定値が公表されることを踏まえて、速報の必要性について再確認をする必要があるのではないかという御意見や、費用対効果を考えて、速報集計の在り方を長期的に検討してもよいのではないかといった御意見が出されました。

また、今後、オンライン回答が増えることを前提として、オンライン回答が増加すれば、集計に要するスケジュールの短縮化が図れるのではないかといった御意見も出されました。

以上が、調査方法の変更を除く、今回の諮問申請事項についての審議概要です。

更に、1回目の部会では、前回答申において「今後の課題」とされた事項についても、時間の許す限り審議を行いました。具体的には、オンライン調査の更なる利用促進方策の検討について、前回調査以降の検討状況と今回予定されている内容について確認を行いました。結論としては、システムの機能改善と環境整備の両面での対応が予定されており、適当と判断いたしましたが、委員等からの主な意見の1つ目と4つ目に記載いたしましたとおり、報告者がオンライン回答するに当たっての所要時間の明示や、調査全体としてのオンライン回答の目標率の明確化についても検討してはどうかといった御意見が出されました。

また、委員等からの主な意見の2つ目に記載いたしましたように、国勢調査の規模を踏まえると、本調査でのオンライン対応の取組がほかの行政事務のデジタル化に対して有用な示唆を与えることができ、そのための情報収集が必要ではないかといった御意見もあり

ました。

1 回目の部会審議状況は以上です。次回以降の部会では、残る審議事項について御議論をいただきつつ、おおむね議論を終えた部分の答申案についても、順次検討をしていきたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○**樫委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か質問等ありますか。

福田先生、お願いします。

○**福田委員** 非常に大事なことを議論されたと思います。今朝の日経にたまたま国勢調査等の記事が出ており、未回答の欄が増えているというような記事だったと思います。オンライン調査は非常に大事な問題だと思いますし、是非進めていただくことは大事だと思います。ただ、それによって、訪問調査と比べて未回答が増えるということに対する議論というのも大事なのではないかと思います。その点に関してはどのような議論がされていたのかということをお教えいただければと思います。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

○**津谷委員** では、まず私が個人的に記憶する範囲において、福田委員からの御質問にお答えして、それに統計局からフォローアップをお願いするという形でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、どうすれば使い勝手よく簡便にオンラインで御回答をいただけるのかということについて、複数回の試験調査においてさまざまな試みがなされております。例えば、スマホで簡単に読み取ることのできるQRコードの提供や、途中で回答を保留する場合に、それをセーブする機能を充実させるといったような工夫がテストされております。

前回の2020年国勢調査のオンライン回答率は4割を若干下回っており、コロナ禍の中で行われたという事情を考慮すると、少し残念な結果でした。公的統計基本計画で示されたオンライン回答率50%をターゲットに、統計局も部会も、国勢調査のオンライン回答率を上げていきたいと希望しております。オンライン回答が増えれば、正確な情報が得られるだけでなく、未回答・無回答による不詳が減るという効果もあります。

ですので、さまざまな工夫によってオンライン化を推進していきたいのですが、どうしてもオンライン化できない場合には、調査員の皆様や地方自治体の担当者の皆様と密にコミュニケーションを取って、オンライン回答率を何とか上げていきたいということでした。ここ数十年、未回答・無回答による不詳は増加傾向にあり、前回の調査で不詳が急に増えたということではないと理解しております。無回答への対応は今回の実施計画の変更事項には含まれておらず、したがって部会審議の対象ではありませんが、不詳を減らすための取組を今後も続けていっていただきたいと願っております。

統計局、何か具体的に付け加えることがございましたら、お願いいたします。

○**中村総務省統計局国勢統計課課長** ありがとうございます。今、津谷部会長から御紹介ありましたとおり、部会で、まさにオンライン回答の積極推進、それから、現場で調査員に頑張っていただく、加えまして、積極的な啓発広報というところがありました。前は

コロナ禍での調査の実施であり、なかなか積極的な広報を打ち出せなかったところがありました。今回につきましては、令和6年度、7年度の2か年契約で同じところと契約しまして、今年度からいろいろな周知啓発活動をやっていくことや、オンラインにつきましても、例えば郵便局といったところでブースを作って支援をしていく等、様々な策を講じながらオンラインに誘導していく、結果として未回答を少しでも減らしていく、そういった取組を進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。福田先生、よろしいでしょうか。

○**福田委員** 引き続き、いろいろと取組をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

ほかに御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントさせていただきます。1回目の部会で審議された事項につきましては、いずれも適当と整理されたとのことでしたが、先ほどからありますように、令和7年度調査の関心事項の一つというのは、やはりオンライン回答がどこまで伸びるのか、そこへ誘導すると未回答はなかなか難しくなるのではないかと思うところです。

部会におきましても、先ほど総務省統計局から補足がありました。前回調査の経験や、その後の試験調査の結果を踏まえて、オンライン回答促進のための様々な取組を行っていく旨の説明もあったところです。これに応じて委員の先生方からも多くの意見が示されたと認識しています。引き続き、津谷先生をはじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日はありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。次も部会の審議状況についてとなります。産業統計部会での海面漁業生産統計調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の樋先生から御報告をお願いいたします。

○**樋委員** 樋です。それでは、海面漁業生産統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。本件につきましては、6月の統計委員会で諮問されました後、1回目の部会を7月3日に行いました。

それでは、資料2を御覧いただきたいと思ひます。今回の申請におきましては、行政記録情報の活用が一つの柱になっておりまして、そのほかにも、調査実施期間の変更などが含まれておりますが、第1回目の部会では行政記録情報の活用を背景とする変更について審議を行いました。行政記録情報の活用につきましては、部会参加者の皆さんの関心が非常に高く、活発な議論が交わされ、幾つか確認事項が残りましたが、変更事項そのものにつきましては、おおむね適当と御判断いただいたところです。

それでは、審議した内容について、変更事項ごとに御説明をいたしたいと思ひます。まず、行政記録情報の活用によって、調査事項として設けていた「操業水域」を削減する一方で、操業水域別集計については継続するというものですが、部会では、委員等からの主な意見にありますとおり、集計を継続する際の行政記録情報と調査票情報との接続方法や、行政記録情報に置き換えることによる統計の継続性や正確性についての質問や意見があり

ました。しかし、「操業水域」の削減自体に異論は示されませんでした。

したがって、部会としましては、操業水域欄が、以前から報告者、調査実施者ともに負担が大きい調査事項であったこと、一方で、漁業法に基づく大臣許可漁業に関する漁績報告書の電子化が進んだことで、より簡便に利用できるようになったことを踏まえて、調査の負担軽減や効率化を図ろうとするものであるということから、適当というふうに整理をいたしました。

なお、主な意見の最後に記載しておりますが、操業水域別の集計を行うためには、調査によって得られたデータから、行政記録情報で得られた大臣許可漁業の部分を引き算するという作業が発生するわけですが、この作業の規模感を知りたいという声があり、次回部会では、大臣許可漁業を行う漁船数などの情報を確認するというようにしております。

次に、行政記録情報の活用により大臣許可漁業のみを行う漁業経営体について、原則として報告を不要にするという変更についてです。部会の結論としては、括弧書きで記載しておりますように、漁業法に基づく大臣許可漁業に関する漁績報告書の電子化が進み、活用が可能になったことを踏まえ、可能な範囲で報告負担を解消するというものであることから、変更自体はおおむね適当というふうに整理をいたしました。

ただ、部会では、「原則として」という言葉がついていることについて意見が多く出まして、委員等からの主な意見にありますように、行政記録情報の活用により報告を不要にしたいという趣旨は賛同できるものの、経営体の活動内容が変化して、大臣許可漁業のみを行っていた経営体が、それ以外の漁業を行う場合もあるため報告不要としてしまうと、逆に把握漏れが生じるのではないかということや、申請案では「原則報告を求めない」と記載されていますが、毎回、経営体の回答が不要かどうかを確認しながら、回答漏れが生じないように対応するというのであれば、調査計画の記載ぶりに手直しが必要ではないかというような御意見もあったことから、農林水産省において再検討して、次回部会で確認することとしております。

また、本調査全体における行政記録情報の活用ということになりますが、今後も活用拡大の余地があるということから、電子化の状況を踏まえつつ、引き続き検討が必要という趣旨を答申案の作成の際に、今後の課題として指摘する予定としております。

次の（２）ですが、調査票の審査・集計時に活用が想定される行政記録情報を調査計画に追記するというものです。具体的には、内水面漁業の振興に関する法律に基づく海水陸上養殖業の実績報告を調査計画に追記するというものであります。

部会では、変更の内容自体については、海水陸上養殖業の実績報告が令和５年度から義務化され、今後活用が可能になると見込まれることを踏まえて、調査計画に追記するものであり、調査計画としても明確になるし、精度向上にもつながるということで、適当と判断いたしました。

ただ、今回の変更を契機としまして、海水陸上養殖業の実態把握について、現状では不十分ではないかという問題提起がございました。これについて説明させていただきますと、養殖については、海面漁業生産統計調査と内水面漁業生産統計調査という２つの調査で調査をされております。海水魚は、海水を使って養殖するという話は当然、海でやるという

ことなので、海に面している市町村で行われている場合には調査されていましたが、海に面していない市町村で海水を使って養殖をするということは想定されておらず、どちらの調査からも漏れているような格好になっています。このようなものがどれぐらいあるのか今はまだ分かりませんが、今回法律が変わって、行政報告でこのようなものの状況が分かるようになります。このような新しい産業形態について、海に面する市町村のみを対象とする地域において行われている現行の計画では把握漏れが発生する懸念があるという意見が出たということです。

そこで今後、整備されていく行政記録情報の状況も勘案しながら、実態の正確な把握を検討すべきということについても、答申案作成の際に今後の課題として指摘をするという予定にしております。

以上が第1回目の部会での審議状況ですが、次回は7月29日月曜日に2回目の部会を開催し、残りの審議事項のほか、1回目の部会で結論が得られた範囲について、答申案の確認など、審議を進めたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○**樫委員長** 樫先生、御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

清原先生、よろしくお願ひします。

○**清原委員** ありがとうございます。清原です。ただ今、産業統計部会において「海面漁業生産統計調査」の変更の審議の際、行政記録情報の活用について丁寧に検討していただいていることに感謝を申し上げます。

先取りして申し上げますと、本日、2つ目の「統計法施行状況報告」の項目別の資料の111ページに、表42として行政記録情報等を活用している統計調査が紹介されています。その中で、各府省庁がそれぞれ行政記録情報を母集団情報の整備や調査事項の代替、また欠損値補完、審査での活用等に活用されているデータをお示しいただいています。

このように、各府省庁で大いに行政記録情報等を活用することによって、少しでも公的統計の質の向上と調査に係る人たちの負担軽減に努めている動向が分かるわけですので、是非、今後、今回の検討を通して、先ほど樫部会長が言ってくださいましたように、答申案作成の際に、今後の課題として、この「行政記録情報の活用」についても問題提起いただくということを本当に期待したいと思ひますし、皆さんと共有することで、ほかの府省庁の公的統計調査における行政記録情報等の活用に関する確認事項などが明らかになれば望ましいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○**樫委員長** 清原先生、どうもありがとうございました。今の点につきましては、ほかの府省ということもありましたが、何かコメント等ありますでしょうか。

よろしいですね。農林水産省の方も特によろしいですか。今のような形のことを考えていただくということによろしいですか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長** 農林水産省です。我々といたしましても、使える行政記録情報につきましては、今後も活用できるように検討を進めて

いきたいと思いますので、また皆様から御指導等いただければありがたいと思います。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。コメント、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきます。第1回目の部会におきましては、まさに行政記録情報の活用に関する変更を中心に、非常に活発な議論がなされたと認識いたしました。この中で幾つかの確認事項は残ったものの、おおむね適当と判断されたとのことでしたが、議論の中ではよく取り上げられる行政記録情報の活用による調査の効率化といった側面だけではなくて、今ありましたが、他府省の参考になるような、新たな産業形態のようなものが出てきたことを統計化するとき、どうやって行政記録情報を活用するか、利用するかという、そういった面に関しての将来課題も示されるということです。

2回目の部会以降では、残りの審議事項のほか、結論が得られた範囲内での答申案の確認などを行うことになるわけですが、部会長の樫先生をはじめ、産業統計部会に所属の委員の先生方、引き続きよろしくお願ひいたします。今日はどうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。令和5年度統計法施行状況についてですが、今、資料3により、総務大臣から統計委員会に対しまして、令和5年度における統計法施行状況の報告がありました。この統計法施行状況については、企画部会に付託することといたします。企画部会につきましては、この後直ちに開催されますので、統計法施行状況報告の内容につきましては、企画部会において説明を受ける予定となっています。一応、今、議題3については以上です。

それでは、最後の議事に入らせていただきます。「企業向けサービス価格指数・2020年基準改定の結果について」です。日本銀行では、このたび企業向けサービス価格指数の2020年基準改定を実施しました。この基準改定につきましては、昨年5月に基本方針が公表されて、昨年7月の統計委員会でその内容を御説明いただいたところです。本日は、今回の改定結果につきまして御報告いただけるとのことです。

それでは、日本銀行から御説明よろしくお願ひいたします。

○篠崎日本銀行調査統計局物価統計課課長 日本銀行の篠崎です。本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど委員長にも触れていただきましたように、企業向けサービス価格指数(S P P I)の2020年基準改定につきましては、昨年7月に開催されました第195回統計委員会において、その基本方針を御報告させていただきました。その後、いただいたパブリックコメントを参考にしながら、この基本方針に沿って作業を進めまして、先月、新基準に移行したところです。本日は、基準改定の結果について、そのポイントをかいつまんで御説明いたします。

では、スライドを1枚おめくりください。図表1、今回の基準改定のポイントです。昨年御説明しました基本方針では、経済・産業構造の変化への対応、報告者負担軽減と指数精度向上、利便性や精度向上を企図した品目分類編成を盛り込んでおりました。その後、いただいたパブリックコメント等も踏まえまして、例えば感染症の影響の検証と適切な反

映であるとか、「人件費投入比率に基づく分類指数」の新設などユーザーの利便性向上に向けた取組を新たに盛り込みまして、計5つのポイントを軸に作業を進めてまいりました。

では、1枚おめくりください。図表2、ポイントの1つ目に含まれる新しいサービスの取り込みです。基本方針では、研究開発などの無形資産に係るサービスや、デジタル化や働き方の多様化を受けた新サービスの取り込みに挑戦する方針を掲げておりました。このような新しいサービスの取り込みが完了いたしましたので、以下、かいつまんで御説明いたします。

1枚おめくりください。図表3、企業内研究開発です。調査対象は、企業間で委託・受託される研究開発と自社内で行われる研究開発の両方となります。パブリックコメントでは多くの方々から、研究開発を取り込むということについては御賛同いただいたのですが、そもそも自社内研究開発はS P P Iの対象なのかという御意見も聞かれたところです。

私どもの立ち位置ですが、S P P Iにおいて企業間の取引価格を調査するという原則は不変です。ただし、企業の研究開発活動を捉えるためには、その大半を占めております自社内研究開発を捕捉することも重要だと考えました。そこで、S P P Iの特例という位置付けで自家活動も対象としたものです。このような取扱は、総固定資本形成としてGDPに取り込んでいる現行のSNAの扱いとも整合的です。S P P Iがデフレーターとして機能することも考えますと、自社内研究開発も捕捉した方が適当であろうと判断したためです。もっとも、このような価格は、実際の取引を伴わない、言わば擬製の価格です。したがって、物価動向の実勢を表す総平均には組み込まず、参考指数として公表することといたしました。

では、1枚おめくりください。図表4、左側の(1)が価格調査方法です。以前の基本方針の御説明の際にも申し上げましたが、企業から聴取した投入コストの構成比に各種物価指数等乗じ、そこに更に企業から聴取したマークアップ率を乗じて調査価格とします。

右側のグラフですが、S P P IとSNAの研究開発のデフレーターを比較したものです。御覧いただきますと、投入される財、あるいは人件費の上昇を映じて、おおむね似通った傾向にあることがお分かりいただけるかと思えます。

では、1枚おめくりください。図表5、知的財産ライセンスです。無形資産の経済的重要性が高まる中で、御案内のとおり、GDP統計においても、知的財産ライセンスの取り込み範囲が徐々に拡大されております。このような中、我々もデフレーターニーズを踏まえ、これまで輸出・輸入サービス価格指数において特許等の産業財産権を調査してまいりました。今回、それに加えて、著作権のライセンス価格の調査も開始したところです。また、輸出・輸入にとどまらず、国内取引についても、産業財産権と著作権のライセンス価格の調査を開始いたしました。

価格指数の動向を御覧いただきますと、いずれも新旧基準で大きな違いは見られておりません。産業財産権、著作権、共に料率がおおむね横ばいで推移する中、ライセンスを用いて生産された財の価格、あるいは為替レート、このようなものの動きを映じておおむね同じ動きとなったものです。

また、国内取引価格の動きですが、輸出入と同様、料率がおおむね横ばいで推移する中、

ライセンスを用いて生産された国内財の価格動向を映じて上昇しております。

では、1枚おめくりください。図表6、デジタル化、働き方の多様化を受けた新サービスの取り込みです。まず、左側がサードパーティーロジスティクス、いわゆる3PLと呼ばれるものです。これは物流戦略やシステム、配送、保管などを包括的に提供する物流サービスです。太線が3PLの価格指数ですが、例えば細線の倉庫・運輸附带サービスや点線の道路貨物輸送といった既存の輸送サービスとは価格動向が異なることがお分かりいただけるかと思えます。このような点は、3PLとして単独で価格調査を行う意味があることを示唆しております。

次に、中央、こちらは自動運転技術などの基盤となる詳細な地図データや、それに人流データ等を組み合わせた情報の提供サービスが含まれます地図・地理情報サービスとなります。価格指数はほぼ横ばいで推移してきましたが、足元では、デジタル人材の人件費の上昇を主因に値上げの動きが見られるようになっております。

最後に、右側が時間または日数単位で賃貸される貸会議室やシェアオフィス等が含まれる会議室等賃貸です。こちらは繁忙期と閑散期で価格設定が弾力的に変更されるといったところが特徴ですので、従来の事務所賃貸にはない季節性が確認されたところです。

では、1枚おめくりください。図表7では、困難に挑戦した一例として、クラウド関連サービスの取り込み事例を御紹介いたします。デジタル化、働き方の多様化を背景に、クラウドサービス市場は堅調に拡大しておりますが、このようなクラウドサービスをS P P Iでどのように捕捉できるか、左側の商流を御覧ください。

まず、海外IT企業が日本法人にクラウドサービスのライセンスをすることで、こちらは先ほど触れました知的財産ライセンスの輸入のうち著作権ライセンスのところで捕捉しています。また、日本法人が国内のソフトウェア開発企業にクラウドのインフラ機能を提供するところはインターネットデータセンターで、開発企業が最終ユーザー企業に提供するクラウドアプリはICTアプリケーション共用サービスで、それぞれ捕捉しています。海外IT企業が本邦企業に直接販売するようなどころはなかなか実査が難しいところですが、このような商流を丹念に確認し、取り込む余地についても検討を続けてまいります。

ちなみに、右側のグラフですが、(2)のインターネットデータセンターの価格はクラウドサービスを取り込んだことで上振れております。これは海外IT企業の日本法人が国内でサービスを提供する際に、例えばドル建てで決まる国際価格、これに為替を乗じた価格付けをしている。このようなことから上振れた動きとなったものです。

また、その下、(3)のクラウドアプリを含むICTアプリケーション共用サービスは、品質向上の大きいサービスという特徴があります。もともと品質向上を反映して指数は下落傾向にありましたが、今回、例えばウェブ会議などの新しいサービスを取り込んだことや、あるいは開発費の聴取等により品質調整の精度を高めたといったことから、幾分下振れております。

では、1枚おめくりください。図表8、こちらは調査価格数と報告者負担についてです。左側の図は、調査価格数の推移です。新基準ではカバレッジの拡大を実現しておりますが、一方で調査価格数を80ほど減らすことができました。これは、後に御説明しますように、

オルタナティブデータやウェブスクレイピングの活用等によるものです。

また、報告者負担軽減という点では、調査価格数だけでなく調査方法の工夫も重ねております。右側では、調査方法を報告者負担という観点で3つに分類しております。①通常の方法、②報告者からの情報と公表情報を組み合わせた手法、③他機関が集約したデータです。新基準では、報告者負担軽減に資する手法のうち、特に②の割合を増やしました。このような取組によって、報告者の負担軽減を図りつつ、企業からの調査協力を維持していくよう努力をしております。

では、1枚おめくりください。図表9、オルタナティブデータの活用事例です。今回の基準改定では、主に2種類のデータセットの活用に取り組みました。1つが左側の(1)、基本方針の際にもお示ししました、宿泊サービスにおける民間データベース、STRの活用事例です。サンプル数が、とりわけ地方圏を中心に約10倍に拡充され、精度向上と報告者の負担軽減を実現しました。

もう一つの活用事例が、自動車貨物輸送、いわゆるトラック輸送です。今回の基準改定では、右側(2)のように、これまで大企業にやや偏っていた調査価格構成を、取引実態に合わせて中小企業を増やすことで適正化しました。代表性の観点からは中小企業取引というのは捕捉が難しいところもありますが、今回、全日本トラック協会などが運営しているWebKITという求荷求車情報ネットワーク、これは中小の運送業者と荷主をマッチングするシステムですが、このシステムは成約価格情報も具備しておりますので、これを基に取引価格を把握したというところです。

指数動向を御覧いただきますと、新旧指数で大きな差は見られませんが、今後、例えばトラックの運転手不足など2024年問題が顕現化してきた際に、大企業と中小企業で価格動向差が生じる可能性もありますので、このようにしっかりと把握できる体制を整えたという事は重要であると考えております。

このほか、例えば時間貸し駐車場提供の価格収集であったり、あるいはインターネット接続サービスの品質調整等のためにウェブスクレイピングを導入するなどの取組も行いました。

では、1枚おめくりください。図表10では、ポイント3つ目の利便性・精度向上を企図した品目分類編成について御説明します。新しいサービスの取り込みのほかにも、サービス分野の生産物分類との整合性を意識した品目分類を編成し、品目分割なども行いました。図表10では分割品目を4つほど挙げております。これはいずれも、原則として、価格動向差があり、かつ生産物分類など他統計でも分割されているものです。

一例を申しますと、例えば左下の駐車場賃貸。2015年基準ですと、点線のように、時間貸と月極を1つの品目として公表しておりました。これに対し、新基準では2つに分割しました。御覧いただきますと、時間貸の方がよりフレキシブルに価格付けがされているということが判明したところです。このように価格動向差を明確にすることは、ユーザーの利便性向上にもつながると考えております。

1枚おめくりください。図表11のように、他統計との整合性や商慣行、価格動向、調査の継続可能性、このようなものも考慮し品目統合を行った事例もあります。例えば、右下

の建物サービスですが、2015年基準では、清掃、設備管理、衛生管理と3つの品目がありました。もっとも、他統計ではこれらを一体で捕捉しているところ、商慣行を見ましても、これらのサービスを包括的に受注する動きが見られておりますので、我々としてもやはり包括的な一つの品目として把握するのが適当であろうと判断したところです。

では、1枚おめくりください。図表12、ウエイトです。新基準のウエイトは、延長産業連関表の企業間取引額を基に、2019年と20年の平均取引額から算定しております。感染症の影響による過度なウエイト変化を抑制する上でも、両年の平均値を取るというのは妥当だと考えた次第です。このような中、両年の平均ウエイトが低下したサービスとしましては、例えば感染症により人流低下の影響を受けたその他の不動産賃貸が挙げられます。売上げに連動する店舗やホテルの賃料などが含まれておりますので、このコロナ禍での売上減、これが賃料減につながりウエイトの縮小につながったというものです。また、移動需要が減った旅客輸送、ホテル等に使われるリネンサプライ、経済活動の縮小で需要が減ったリース・レンタル、一時的な企業業績悪化の影響を受けた広告などもその例です。

一方で、ウエイトが上昇したサービスは、ICTアプリケーション共用サービスです。これにはウェブ会議やクラウドアプリなどが含まれます。このほか、ネットセキュリティなどが含まれるインターネット利用サポートや、対面サービスの代替が見られたコールセンター、巣籠もり需要を受けた道路貨物輸送など、デジタル化や働き方の多様化の影響を受けたサービスでウエイトの上昇が見られたところです。

では、1枚おめくりください。ここまで新サービスの取り込みやウエイトの変化などの話をしてまいりましたが、最後に、基準改定の結果として、総平均の指数動向がどうなったのかを比較いたします。図表13の左側が総平均の指数水準、右側がその前年比の新旧比較です。これらを概観しますと、伸び率を拡大しつつ上昇していたという評価に変化はございません。その上で仔細に見ますと、2021年半ばから23年初にかけて新基準指数が下振れた後、その後は両者の差が縮小しております。これを前年比で見ますと、22年にかけて新基準指数が下振れた後、23年以降は上振れております。

1枚おめくりください。図表14です。このような新旧乖離を分析する際の言わば定番的な手法ですが、4つの要因に分解することを行います。まず、ウエイト更新に起因するウエイト効果、指数を2020年イコール100にリセットすることによるリセット効果、品目分類編成の見直しに伴う品目改廃効果、そして既存品目を構成する調査価格や品質調整などの見直しに伴う品目指数改定効果です。

1枚おめくりください。図表15、左のグラフで、前年比の新旧乖離を4つの要因に分解いたしました。21年から22年を見ますと、初めは白抜きの品目指数改定効果がやや目立っており、その後、22年半ばの大きく下振れた局面では、青色のウエイト効果が寄与しています。

次に、23年以降を見ますと、白抜きの品目指数改定効果が上振れをもたらしています。右のグラフでは、同じ前年比の新旧乖離を今度はサービス別に分解してみます。これを見ますと、22年にかけてドットの情報通信が下押しに効く中、特に22年半ばの大きな乖離のところは、白抜きの運輸・郵便や網目のリース・レンタルが寄与しております。また、23

年以降は、横縞の諸サービスが押し上げに効いています。

この2つをまとめて評価してみますと、まず情報通信で、先ほども触れた品質向上の精緻化などによる品目指数改定効果が下振れに効きました。その後、22年になりますと、燃料費や物件価格の上昇を背景に、運輸・郵便やリース・レンタルが他のサービス対比強めに上昇しておりました。一方で、先ほど触れましたように、新基準ではウエイトが低下しておりますので、強い動きがウエイトの減少によって抑制される格好となります。その結果、押し上げ寄与が小さくなった、すなわちウエイト効果がマイナスに出て下振れたというところです。

次に、23年以降の動向ですが、こちらは諸サービスを中心に、精度向上のための調査価格の見直しを行った結果が現れています。基準改定の機会を捉えた企業との折衝などにより、様々なサービスで人件費上昇の転嫁といった実勢が反映されるようになったものです。

では、1枚おめくりください。図表16、ユーザーの利便性向上に向けた取組です。S P P Iの基調的な動きを左右する人件費の影響を捕捉する上で有用と考えられる「人件費投入比率に基づく分類指数」といったものを新たに作成し、公表を開始したほか、過去に遡った接続指数の提供範囲の拡大、品目ごとにサービス内容や調査価格方法などを詳述した解説資料の充実などを図っております。このように、基準改定や日々の価格調査で蓄積した知見を還元しながらユーザーの利便性を高めていくこと、これは先ほど御説明した報告者負担の軽減と並んで、私どもの物価統計の重要な課題であると認識しているところです。

最後に、1枚おめくりください。御参考までに、先ほど触れました「人件費投入比率に基づく分類指数」のグラフをお示しいたします。

(1) 水準ですが、太線の高人件費率サービス価格は、24年の春に大きく上昇していることがお分かりいただけるかと思えます。こちらはとりわけ価格改定月である4月に人件費等の転嫁の動きが大きく見られたというところです。

(2) は、高人件費率サービス価格の前年比をサービス別に分解したものです。23年以降は、サービスの広がりを伴いながら価格が上昇していることがお分かりいただけるかと思えます。今年の4月も、白抜きのその他、これは例えば清掃などが含まれる建物サービスや警備といった様々なサービスを包含しておりますが、これらにおいて人件費の転嫁が見られたほか、青塗りの運輸・郵便、そのうちの自動車貨物輸送において、2024年問題に対応する人件費転嫁により伸びを強めたというものです。

最後(3)は、高人件費率サービス価格の前年比を、更に正規雇用が多いサービスと非正規雇用が多いサービスに分けたものです。白抜きの非正規雇用が多いサービス、これは景気に対し感応的に反応している一方で、青色の正規雇用が多いサービス、こちらはグラフの赤点線で示しておりますベースアップ率に連動していることが見てとれます。

このように、高人件費率サービス価格は、人件費上昇の影響を受けながら、足元では特に上昇していることがお分かりいただけるかと思えます。従来、S P P Iと人件費の関係が強いのではないかといった経験則がございましたが、このような指数を公表することで、S P P Iの利用と理解を促進していければと思っている次第です。

私からの御報告は以上です。

○**椿委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

白塚先生、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** ありがとうございます。白塚です。御報告ありがとうございました。指数精度の向上に向けて着実な取組をされていて、非常によい改定だったなというふうに思います。その上で1つ質問と2つ感想をお話しさせていただきます。

1つは、最後の高人件費率サービスはよい試みだと思えますが、高人件費と低人件費のウエイトはどれぐらいずつで、高人件費の中の非正規と正規の多い・少ないというのはどれぐらいのウエイトなのか教えてもらえればと思います。

それから、あと2つ感想ですけど、1つ目は、いろいろな価格調査方法を導入して調査対象品目を広げられていて非常によいことだと思えますが、結果として、季節的な需要変動を反映して価格が大きく変動するものを取り込まれているような印象を持ちました。例えばサードパーティーロジスティクスもそうですし、会議室等賃貸もそうだと思います。基本的に、季節調整はS P P Iはやっていないわけですが、広告など季節性が強い品目がある中で、さらにこうした季節的な変動が強いものを取り込んでいくのであれば、季節調整をどうしていくのかというのは少し考えた方がいいのかなという印象を持ちました。

それから、2つ目は、ウエイトの改定を2019年と2020年の平均でやるというのはいいと思いますが、ただ、産業連関表をウエイトの基礎情報にしているという限界からタイミングが遅くなるのは仕方ありませんが、そうは言っても、新型コロナウイルスの感染が拡大した時期から4年ぐらいたってこのウエイトが変わるわけです。コロナの最中はどうかということ、結局、15年基準で見ているわけです。そういう意味では、こういうウエイトが長期にわたって固定されている指数をどうやって使っていくのかという注意点など、ユーザーに対する情報提供を、基準改定以外でももう少しできないか、考えてほしいなというふうに思いました。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。最初の質問に対する回答と、あと今のコメントについても、もし御意見があればよろしくお願ひいたします。

○**篠崎日本銀行調査統計局物価統計課課長** 御質問及びコメントありがとうございます。

まず、1点目の御質問ですが、高人件費率サービスと低人件費率サービスの割合は、おおむね半々です。あえて半々になるように閾値を設けておきまして、例えば千分比で申しますと、高人件費率サービスが538、低人件費率サービスが462です。同じように、正規雇用比率が高いサービスと非正規雇用比率が高いサービスの分け方に関しましても、こちらもウエイトが概ね半々になるように分けております。

また、いただいたコメントですが、御指摘のとおり、これらはS P P Iが長年にわたって抱えている課題であり、悩ましいと正直思っております。季節的な変動につきましては、しっかりと実情に合った補完を行ったり、あるいは情報を提供する際にも、前月比だけでなく、例えば前年比、あるいは前年比前月差、このような様々な見方を基に御説明してお

り、このような形でしっかりとユーザーの理解深耕に努めることができると考えております。

また、ウエイトの更新ですが、サービス分野の企業間取引額のデータというのを把握することは難しいといったところがございます。もともとは産業連関表を使っておりましたが、それだと遅いということで、延長産業連関表を使うようになりました。これで基準改定の若干の前倒しは実現いたしました。それでもなお、委員御指摘のとおり、遅い部分があるかと思えます。ただ、基準改定るとき以外にも、その局面に応じて、例えば調査価格の入替えであったりとか、実勢に合った形での価格調査を行っておりますので、このようなことを丁寧にユーザーに説明していくことが重要かなと考えております。

以上です。

○**椿委員長** いかがでしょう。先生、よろしいですか。

○**白塚委員** ありがとうございます。別に特にどうすればいいという解決策はあまりないことなので。

○**椿委員長** 今後もいろいろな議論を進めていただければというふうに思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントさせていただきます。昨年、いろいろな方針について御説明いただいたところですが、今回の企業向けサービス価格指数の基準改定におきましては、デジタル化や働き方の多様化を受けた新しいサービスや、特に無形資産に係るサービス価格の取り込みといったものが、経済や産業構造の変化に非常にタイムリーに対応している、そういうことがよく分かったところです。

また、オルタナティブデータやウェブスクレイピングなどを用いて報告者負担を軽減するとともに、指数の精度の向上というものの両立を図るといふ、そういう取組、これも非常に印象的です。それから、品目分類につきまして、サービス分野の生産物分類との整合性を確保していく、他統計との整合性を確保するような取組というもの、これが統計の継続可能性、あるいは利便性、それからデフレーターとしての機能を高めていくということの中で大変重要なことではないかと思いました。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症の影響の検証とか、参考系列の新設など、ユーザーの利便性向上に向けた取組も含めて、物価統計の改善に向けた日本銀行の不断の努力というところ、これは統計委員会としても高く評価したいと思えます。今後いろいろな研究課題等も示されたところですが、これは日本銀行だけの問題ではなく、統計の全体の問題だとも伺ったところですので、引き続き、この種の努力、御尽力を続けていただければと思います。本日、御報告どうもありがとうございました。

それでは、本日用意いたしました統計委員会自体の議題は以上となります。

本日の議事録は、委員の皆様方に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページへの公開の形に代えさせていただければと思います。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をよろしく願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日、御審議ありがとうございました。次回の委員会につきましては調整中でございますので、日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

○椿委員長 それでは、以上をもちまして、第207回統計委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。